

京都市告示第 362 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年2月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科東野経65 号線	山科区西野離宮町36番地の4地先から	旧	メートル 168.90	メートル 4.10 ~ 12.00
	同区東野八反畑町55番地の7地先まで	新	168.50	4.47 ~ 12.43

(建設局道路部道路明示課)